

Ashiya information

お知らせ

3月1日から戸籍制度が
利用しやすくなります

【戸籍証明書等の広域交付が始まります】

これまで戸籍証明書等は、本籍地の市区町村の窓口で取得していただく必要がありましたが、3月1日から本籍地が遠くにある方でも、芦屋市の窓口でまとめて戸籍謄本・除籍謄本の請求ができるようになります。

法務省ホームページ



市ホームページ

- ご本人の戸籍のほか、配偶者・直系尊属・直系卑属の方の戸籍証明書を請求できます。
- 郵送や代理人による請求はできません。
- マイナンバーカードなど顔写真付きの本人確認書類の提示が必要です。
- 費用は1通につき、戸籍謄本450円、除籍謄本750円です。
- 受付は、平日午後5時まで(本庁・ラポルテ市民サービスコーナー〈木曜日除く〉)
- 戸籍抄本・コンピューター化されていない戸籍証明書等は請求できません。

【戸籍届出時の戸籍証明書等の添付が原則不要になります】

これまで婚姻届等を、本籍地の市区町村以外で提出する場合は、戸籍証明書等の添付が必要でしたが、3月1日からは、原則戸籍証明書等の提出は不要となります。

■問い合わせ 市民課 ☎38-2030

児童手当・特例給付受給者の
かたへ

令和5年10月～令和6年1月分の児童手当・特例給付を2月15日(木)に指定の口座に振り込みます。

※所得が上限額以上の場合は支給されません

■問い合わせ こども政策課 ☎38-2117

プラスチックごみの分別の
実施を予定しています

プラスチックごみ(例)

現在環境処理センターの建て替えを計画しています。さらなるごみの減量、資源化の推進を目指し、新施設の完成に合わせて(令和15年頃)プラスチックごみの分別を実施予定です。詳しい分別の種類・方法等は、今後の計画の中で随時お知らせします。

■問い合わせ 環境施設課 ☎32-5391

春の新生活ひょうご家計応援キャンペーン
はばたんPay+(プラス)
第3弾

詳しくはこちら

春の新生活準備期間に合わせて、スーパーやコンビニ・商店街等の小売店・飲食店などで幅広く使えるスマホアプリ「はばたんPay+(プラス)」を活用した家計応援キャンペーンの第3弾を実施します。詳細は特設サイトをご覧ください。

■申込期間 2月1日～25日午後8時まで

※申し込みにはスマホが必要です

※応募多数の場合は抽選となります

※第1次・第2次で申し込んだ方も対象です

■問い合わせ 「はばたんPay+(プラス)」事務局
専用コールセンター ☎050-2018-3367

申請・届け出

屋外広告物の改修・撤去
に係る補助制度の終了日
が迫っています

「芦屋市屋外広告物条例」に適合させるため、既存屋外広告物の改修または撤去を行う場合、費用の一部を助成する補助制度を設けています。補助金を活用される場合はお早めに申請手続をお済ませください。

	令和6年3月31日までに補助事業を完了させるもの	
	補助率	限度額
改修費用	1/3	50万円
撤去費用	1/2	50万円

※補助を受ける場合は、事前の申請と令和6年3月31日までに補助事業を完了させる必要があります。お早めにご相談ください

※屋外広告物の条例への適合性や補助金の交付対象等の詳細については下記へ

※平成28年7月1日時点で、県の屋外広告物条例に適合していないものは、上記の補助を受けることはできません。

■問い合わせ まちづくり課 ☎38-2109

電力・ガス・食料品等
価格高騰重点支援給付金

家計への影響が大きい低所得世帯に対し、1世帯あたり7万円を給付します。詳細は市ホームページをご確認ください。

■対象 令和5年12月1日現在で市内に住民票があり、世帯全員の令和5年度分の住民税均等割が非課税である世帯。ただし、住民税が課税されている人に世帯員全員が税法上扶養されている世帯は受給できません。
※DV等で避難中の方は相談ください。

■通知発送・手続き 対象世帯は、給付に関する案内を12月下旬より順次送付しています(令和5年中に転入された方を含む世帯は1月中旬より発送)。通知内容に変更のない世帯は申請手続は不要で、記載の口座に支給します。口座登録がない世帯・未申告の世帯員がいる世帯などは申請手続が必要となります。

■申し込み 3月29日(金)まで

■問い合わせ 地域福祉課臨時給付金等担当
コールセンター ☎38-2053(平日・午前9時～午後5時)〈給付金に便乗した詐欺や悪質商法にご注意ください〉

募集

市民委員の募集



【芦屋市総合計画審議会】

■募集人数 3人程度

■任期 5月1日～諮問に係る審議が終了するまでの期間※1回約2時間(年3回程度を予定)の会議(土日祝に開催の可能性あり)

■応募資格 市内在住・満18歳以上(令和6年2月1日現在)※3以上の附属機関等の委員に選任されている人は応募できません

■報酬 11,200円/日・交通費

■応募方法 2月22日(木)〈必着〉までに、住所・氏名・生年月日・電話番号・メールアドレスと「これからの持続可能な芦屋のまちづくり」をテーマにした作文(800字以内・様式自由)を添えて、上記2次元コードから提出または下記へ郵送※応募原稿は返却しません

■選考方法 選考委員会で決定し通知(書類選考で決定できない場合は面接による選考)

■問い合わせ 政策推進課 ☎38-2127(〒659-8501 住所不要)

【芦屋市障がい者差別解消支援地域協議会】

■募集人数 1人

■任期 4月1日～令和8年3月(年2回開催)

■応募資格 市内在住・満18歳以上〈任期開始時点〉

■報酬 8,100円/日・交通費



応募フォーム

終了するまでの期間※1回約2時間(年3回程度を予定)の会議(土日祝に開催の可能性あり)

募集できない場合は面接による選考)

募集できない場合は面接による選考)

募集できない場合は面接による選考)

募集できない場合は面接による選考)

募集できない場合は面接による選考)



応募フォーム

募集できない場合は面接による選考)

募集できない場合は面接による選考)

募集できない場合は面接による選考)